

令和7年度 利府町不妊検査・不妊治療費助成事業のご案内

不妊を心配するご夫婦や子どもを望むご夫婦が不妊検査や不妊治療を受けた場合に、費用の一部を助成します。

赤ちゃんは必ずしも希望する時期に授かれるとは限りません。早い時期からご夫婦で妊娠や出産について話し合い、心配な場合には早めに医療機関を受診しませんか。

不妊検査費	
助成対象者	下記の①～④<u>全てに</u>該当する方。 ① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ② 検査開始日(※)の妻の年齢が43歳未満 ③ 夫婦ともに検査を受けていること ④ 申請日時点で利府町内に住所を有すること(夫婦のどちらかでも可) ※「<u>検査開始日</u>」…<u>夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日を基準とします。</u>以下同じ。
助成対象となる検査	<u>医師が必要と認める不妊検査</u>で、検査の開始日から原則1年以内に受けたもの。 ✓ 検査開始日から原則1年以内に受けたものが対象です。 ✓ 夫婦が別々の医療機関を受診した場合も対象です。
助成額	<u>夫婦1組につき上限3万円</u>
助成回数	夫婦1組につき1回限り(1子ごと) ※検査を実施し、出産(死産を含む)することで、再度助成の対象となります。
申請期限	「検査終了日」又は「検査開始日から1年を経過した日」のどちらか早い日が属する年度の末日(3月31日)です。 例) 令和7年度に検査・治療が終了した方の申請期限は、令和8年3月31日です。
申請に必要な書類	① 不妊検査費助成申請書 ② 不妊検査費助成事業に係る受診等証明書(医療機関発行) (夫婦が別々の医療機関を受診した場合は、妻の検査について医師に記載してもらいます。) ③ 不妊検査を受けたときの領収書及び明細書 (夫婦が別々の医療機関を受診した場合は、それぞれの領収書及び明細書が必要です。) ④ 夫婦両方の住民票 ※3か月以内に発行されたもの、続柄が記載されたもの、マイナンバーの記載のないもの ⑤ (夫婦関係を確認できない場合)夫婦の戸籍謄本又は事実婚関係であることを確認できる書類 ⑥ (助成金の申請が2回目以降の場合)前回の助成を受けた際の子の出生又は死産の事実を確認できる書類(母子健康手帳の写し、戸籍謄本、死産届の写し等) ※①申請書と②受診等証明書は、ホームページからダウンロードできます。



不妊治療費については、裏面をご覧ください。

不妊治療費	
助成対象者	下記の①～③<u>全て</u>に該当する方。 ① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ② 治療開始日の妻の年齢が43歳未満 ※保険診療に準じるもの ③ 申請日時時点で利府町内に住所を有すること（夫婦のどちらかでも可）
助成対象となる治療	先進医療の実施機関として厚生労働大臣から承認を受けている医療機関において、<u>保険診療と組み合わせて実施された先進医療</u>
助成額	<u>1回あたり上限5万円</u> ※「1回」とは、採卵（又は採卵を伴わない胚移植）から妊娠判定又は医師の判断で治療を中止したときまでです。
助成回数	初回治療開始時の妻の年齢が 40歳未満⇒6回 40歳以上⇒3回 ※保険診療に準じるもの ※他の市町村から助成を受けている治療は対象外です。 
申請期限	「1回の治療が終了した日」が属する年度の末日（3月31日）までです。 例）令和7年度に検査・治療が終了した方の申請期限は、令和8年3月31日です。
申請に必要な書類	① 不妊治療費助成申請書 ② 不妊治療費助成事業に係る受診等証明書（医療機関発行） ③ 不妊治療を受けたときの領収書及び明細書 ④ 夫婦両方の住民票 ※3か月以内に発行されたもの、続柄が記載されたもの、マイナンバーの記載のないもの ⑤ （夫婦関係を確認できない場合）夫婦の戸籍謄本又は事実婚関係であることを確認できる書類 ※①申請書と②受診等証明書は、ホームページからダウンロードできます。

【申請先・お問い合わせ先】

利府町子ども家庭センター 親子保健係（保健福祉センター内）

電話：022-356-6711 FAX：022-356-1303

メールアドレス：oyako@rifu-cho.com